

## 利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構 KANNE(以下「この法人」という。)の倫理規程第6条第1項に規定する役職員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合には、事前に事務局長に書面(様式1)で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合(この法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性が生ずる場合を含む。)に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

### (利益相反取引の申告)

第4条 役職員は、自己又は第三者の利益を図るためにする当法人との取引しようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。また、その場合、理事会の承認を受けるに先立って、事前に事務局長に書面又は電磁的方法によりで申告するものとする。

### (定期申告)

第5条 役職員は、毎年3月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面(様式2及び様式3)で申告するものとする。

### (申告後の対応)

第6条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を

行った者が理事である場合には理事長(但し、申告を行った者が理事長である場合はそれ以外の理事)と、監事である場合には理事長とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当団体との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた理事長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和4年5月24日から施行する。(令和4年5月24日理事会決議)

様式1(第3条1項関係)

令和 年 月 日

特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構 KANNE

事務局長 様

申告者

今般、私は、下記の団体の役員に就任又は業務に従事(兼職等)することになりましたので、申告します。

記

1 団体名

2 団体の業務の概要

3 役職名

4 就任年月日

5 任期満了予定日

様式2

令和 年 月 日

特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構 KANNE

事務局長 様

申告者

特定非営利活動法人唐津環境防災推進機構 KANNE 兼職等に係る年次申告( 年)

私の現在の兼職等の状況は下記のとおりですので、申告します。

団体名	役職名	就任年月日	任期満了予定日	備考

特定非営利活動法人  
唐津環境防災推進機構 KANNE  
事務局長 様

申告者

利益相反に関する自己申告書

倫理規程第6条の該当の有無について下記のとおり申告します。

申告者本人または申告者の配偶者、同居の親族及び申告者が懇意にする団体が取引相手または取引相手の役員となっている金額が 30 万円以上の契約等がありますか。

あ る                      な い

上記で「ある」という回答があった場合、記入してください。

取引相手の名称	
契約等の概要	
対価の額	